

新幹線プレス 	2024 年 10 月 1 日		No.682
	発行者	伊 藤 一 也	
	編集者	教 宣 部	
	ＪＲ東海労新幹線地本		

「東海労を良くする会」なる怪文書の 「二重加盟は解雇」という主張は全くので たらめです まともに組合運動を取り組んだことがない人間が書いている ことはあきらか

「東海労を良くする会」なる怪文書は、2 通とも労働組合の「二重加盟」は「解雇される」ともっともらしく書かれています。

しかしこれはまったくのでたらめです。怪文書の著者は、「ユニオンショップ制」ということについて何もわかっていないことはあきらかです。

ユニオンショップ制とは、会社とユニオンショップ協定を締結した労組から脱退した場合には会社による解雇は有効だというものです。

しかし、協定を締結した労組に加入している組合員が別の労組に二重加盟したら解雇できるなどということはどこにも書いてありません。

もし仮に二つの労働組合に加入していることを理由に解雇などしたら、明白な不当労働行為となることは説明するまでもありません。

ちなみに、ユニオンショップ協定を締結した労組から脱退あるいは除名されても別の労働組合に加入していれば解雇はできません。これはすでに複数の判例があります。

怪文書の著者が、ユニオンショップ制についてでたらめな知識しか持っていないということは、御用組合の組合員を東海労に加入させる働きかけをしたことがないということです。また他労組組合員への働きかけといっても、ただ酒を飲んでいるだけではできません。職場での労働条件改善の闘いを行い他労組組合員の共感・支持を得ていかなければ不可能です。つまり怪文書の著者が他労組組合員に働きかけをしていないということは職場で何の活動もしていないということです。東海労に対する悪質なケチツケ・デマ宣伝をする前にやるべきなのは、ＪＳ労の仲間から結成までの苦労を学ぶことではないでしょうか。